

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 2 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等処遇改善計画書)

1 基本情報＜共通＞

フリガナ	シャカイフクシホウジンタイヨウ				
法人名	社会福祉法人泰耀				
法人所在地	〒 929-0113	石川県能美市大成町又160番地2			
フリガナ	カネコ マサユキ				
書類作成担当者	金子 正之				
連絡先	電話番号	0761-55-6060	FAX番号	0761-55-6062	E-mail soumu@idagroupde.com

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

☒ 福祉・介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)☒ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

※ 福祉・介護職員処遇改善特別加算(特別加算)を含む。

2 賃金改善計画について＜共通＞

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

(1)福祉・介護職員処遇改善加算または福祉・介護職員処遇改善特別加算のみの場合

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 2 年度処遇改善加算の見込額	7,377,192	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)	
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)		円
ii) 前年度の福祉・介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	0	円
(ア)前年度の福祉・介護職員の賃金の総額		円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額		円
(ウ)前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額 (前年度に特定加算を算定していた場合のみ)		円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額		円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月	

【記入上の注意】

- ・ 処遇改善加算または特別加算のみの計画である場合は、以下の2(2)、(3)、(4)ロ、5の記載は不要である。
また、処遇改善加算(V)または特別加算のみの計画である場合は、上記に加え、3、4も記載不要である。
- ・ ④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ ④ ii) (イ) の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(ただし、特定加算の額については、福祉・介護職員に支給された額のみを計上すること。)
- ・ ④ ii) (エ) の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限り。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 2 年度処遇改善加算の見込額	7,377,192	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること)	7,393,840	円
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の総額)	70,650,000	円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	63,256,160	円
(ア)前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額	70,145,820	円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	6,889,660	円
(ウ)前年度の特定加算の総額(その他の職種(C)に支給された額を除く)	0	円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	0	円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月	

【記入上の注意】

- ④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び④ i) (ア) の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」について、処遇改善加算における賃金改善対象職種はこれまでと変更は無いが、特定加算との兼ね合いにより便宜的に「経験・技能のある障害福祉人材(A)」と「他の障害福祉人材(B)」の賃金同士で比較するものとする。
- ④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額は含まないこと。
- ④ ii) (イ) の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ) の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。ただし、特定加算の加算額については、その他の職種(C)に支給された額を除くこと。
- ④ ii) (エ) の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3)福祉・介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分			
② 処遇改善加算の取得状況	※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり		
③ 特定加算の算定対象月			
④ 令和 2 年度特定加算の見込額(g)			1,547,268 円
⑤ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は④欄の額を上回ること)		1,743,840 円
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			65,000,000 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)			63,256,160 円
(ア)前年度の賃金の総額			70,145,820 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額			6,889,660 円
(ウ)前年度の特定加算の総額			0 円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額			0 円
⑥ 平均賃金改善額	経験・技能のある 障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	19,011,414 円	44,244,746 円	0 円
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	90.8 人	192.0 人	0.0 人
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	6.9 人	16.0 人	0.0 人
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	209,492 円	230,441 円	#DIV/0! 円
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k)	☐ (A)のみ実施 (1,547,288 円) (1,547,288 円)		
☒ (A)及び(B)を実施 (1,547,321 円) (715,193 円) (832,128 円)			
※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	☐ (A)(B)(C)全て実施 (#DIV/0! 円) (#DIV/0! 円) (#DIV/0! 円)	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円
☐ 上記以外の方法で実施 (0 円) (0 円) (0 円)			
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 0 人(見込)			
(「月額平均8万円の賃金改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)			
☒ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 ☐ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 ☐ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 ☐ その他()			
⑦ 賃金改善実施期間(k)	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月 (12 か月)		

【記入上の注意】

- (2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- (2)⑤ ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑤ ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- (2)⑥ i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- (2)⑥ iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(4) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☒ 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	☒ 基本給 ☐ 手当(新設) ☒ 手当(既存の増額) ☒ 賞与 ☐ その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) ☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し ☐ その他 () (賃金改善に関する規定内容)
	常勤介護職員一人あたり平均22,000円の基本給ベースアップ等を平成29年4月改定した給与規定にて支給する。 法定福利費および税金においては逆算し、算出したものを上記金額より差し引き支給する。
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 平成 29 年 4 月 (☒ 実施済 ☐ 予定)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☐ 変更なし

経験・技能のある障害福祉人材の考え方	○次の条件を満たす職員を「経験・技能のある障害福祉人材」とし、具体的な支給額は人事課を踏まえて決定 ①福祉・介護職員等として勤続10年以上(系列法人の他、他法人における実務経験を含む) ②福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者 心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者
賃金改善を行う職員の範囲	☒ (A)経験・技能のある障害福祉人材 ☒ (B)他の障害福祉人材 ☐ (C)その他の職種 (A)にチェック(✓)がない場合その理由)
賃金改善を行う給与の種類	☐ 基本給 ☒ 手当(新設) ☐ 手当(既存の増額) ☐ 賞与 ☐ その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) ☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し ☐ その他 () (賃金改善に関する規定内容)
	○特定処遇改善手当の新設(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定)し、4ヶ月分ずつ年間3回に分けて支給する。 特定処遇改善加算の額を次のとおりとする。 経験・技能のある障害福祉人材 月額 6,000～13,000円 他の介護職員 月額3,000～6,500円 ※非常勤職員は、常勤換算(上限0.6)で計算する。例)10,000円×0.6=6,000円
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 令和 2 年 4 月 (☐ 実施済 ☒ 予定)

ハ 各障害福祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

「(1)④ii)(エ)」、「(2)④ii)(エ)」又は「(3)⑤ii)(エ)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

3 キャリアパス要件について＜処遇改善加算＞

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☒ 変更なし
次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 ☒ 該当 ☐ 非該当
イ	福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 ☒ 該当 ☐ 非該当
イ	福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	☒	① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること
		全職員を対象に年間計画に沿った内部研修の実施 階層別にリーダー、サブリーダー研修を実施
	☒	② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること
		研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、受講費用の助成等
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 ☒ 該当 ☐ 非該当
イ	福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	☒	① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	☒	② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	☐	③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について＜共通＞

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☒ 変更なし

【処遇改善加算】
平成20年10月から現在までに実施した事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で定められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】
平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。 ※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

分類	内容
資質の向上	☒ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
	☐ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	☐ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	☐ キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る)
	☐ その他:
労働環境・ 処遇の改善	☒ 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入
	☒ 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	☐ ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
	☒ 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
	☒ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	☒ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	☒ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	☒ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
	☐ その他:
その他	☒ 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	☐ 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
	☒ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	☒ 非正規職員から正規職員への転換
	☐ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	☐ 職員の増員による業務負担の軽減
	☐ その他:

5 見える化要件について＜特定加算＞

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☐ 変更なし

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページ への掲載	☐ 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載	/	☐ 掲載予定
	☐ 自社のホームページに掲載	/	☒ 掲載予定
その他の方法 による掲示等	☐ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/	☐ 掲載予定
	☐ その他()	/	☐ 予定

6 届出に係る根拠資料について＜共通＞

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
☒ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
☒ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
☒ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
☒ キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
☒ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
☒ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
☒ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 2 年 3 月 31 日

法人名 社会福祉法人泰耀

代表者 職名 理事長

氏名 木田 泰弘

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

法人名	社会福祉法人義聖
福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計(円)	7,377,192

	障害福祉サービス等 事業所番号	指定事業者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり のサービス 提供施設 数(単位)	1単位あ たりの標 準報酬 額(円)	新規・継続の 別	(1)福祉・介護職員処遇改善加算		算定対象月(d)	福祉・介護職員 処遇改善加 算の見込額 (a×b×c×d) [円]
			都道府県	市区町村						算定する 福祉・介護 職員処遇 改善加算 額の区分	加 算 率 (c)		
1		石川県	石川県	能美市	サンサポートそらだ	生活介護	110,820	10,000	継続	加算Ⅰ	4.20%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	558,528
2		石川県	石川県	能美市	サンサポートそらだ	就労継続支援B型	330,074	10,000	継続	加算Ⅰ	5.20%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,872,456
3		石川県	石川県	能美市	サンサポートそらだ	就労後等デイサービス	162,520	10,000	継続	加算Ⅰ	8.10%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,578,692
4		石川県	石川県	能美市	ぶっちょいそらだ	就労後等デイサービス	208,287	10,000	継続	加算Ⅰ	8.10%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	2,005,104
5		石川県	石川県	加賀市	ケアホームフレンズ	共同生活援助(指定共同生活援助施設)	150,668	10,000	継続	加算Ⅰ	7.40%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,338,192
6		石川県	石川県	加賀市	ケアホームフレンズ	知的入所:共同生活援助(指定共同生活援助)介護サービス包返却)	2,815	10,000	継続	加算Ⅰ	7.40%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	23,220
7												令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	
8												令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	
9												令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	
10												令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	
11												令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	
12												令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	
13												令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	
14												令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	
15												令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	
16												令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	
17												令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	
18												令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	
19												令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	
20												令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	